

令和8年度

福井県原子力立地給付金交付事業（補助事業）

【公募要領】

この公募は、令和8年度予算の成立を前提に募集の手続きを行うものです。

《公募締切》

令和8年2月27日（金）

《受付期間》

以下の期間内に、郵送またはメールにて受け付けます。

令和8年2月13日（金）～令和8年2月27日（金）

《応募書類送付先および問い合わせ先》

福井県 エネルギー環境部 エネルギー課 電源地域振興グループ 酢谷

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

（電話）0776-20-0229

（FAX）0776-20-0624

（メール）energy@pref.fukui.lg.jp

令和8年2月

福井県

目 次

I. 公募内容

1. 制度の概要
2. 事業内容について
3. 補助対象経費および補助率
4. 事業実施期間
5. 応募資格
6. 公募期間
7. 応募書類の提出について
8. 審査について
9. 補助事業者の義務等
10. その他

II. 事業内容

1. 原子力立地給付金交付事業の内容
2. 事業スキーム

III. 業務内容

1. 交付申請（4月）
2. 電気事業者対応
3. 第1回概算払（7月～12月）
4. 原子力立地給付金交付（10月～1月）
5. 変更交付申請（12月～1月）
6. 現地調査（1月～2月）
7. 第2回概算払（2月～3月）
8. 実績報告（3月～4月）
9. 確定検査（4月中旬）
10. 超過補助金の返納（5月）
11. その他

IV. 応募書類様式

（様式第1号）福井県原子力立地給付金交付事業 応募書

（様式第2号）応募者概要

（様式第3号）事業実施計画書

（様式第4号）収支計画書

別紙資料

別紙資料1 過去3ヶ年の実績

別紙資料2 福井県原子力発電供用施設一覧

I. 公募内容

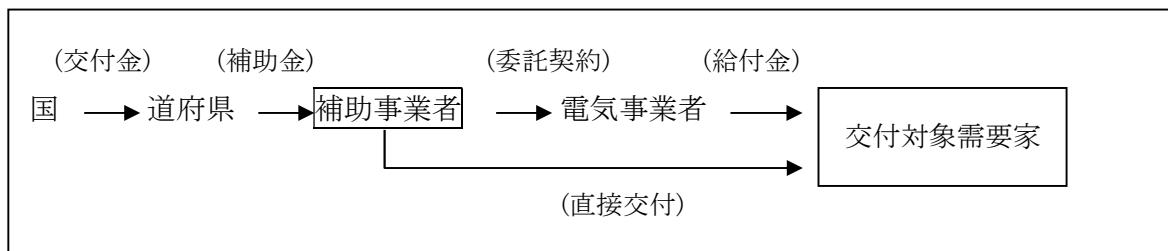
1. 制度の概要

（1）原子力立地給付金交付事業の概要について

国の電源立地地域対策交付金交付規則に基づき、原子力発電施設等が立地する市町村およびその周辺地域の振興や福祉の向上を図るために、道府県が当該地域内において電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者または同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者（以下「電気事業者」という。）から電気の供給を受けている需要家に対して、原子力立地給付金を交付するものです。

- ### ・原子力立地給付金交付事業

〈交付スキーム〉



(2) 通則

本事業は、次の法令・通達および交付要綱等の定めにより、実施されるものです。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
 - ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
 - ・特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）
 - ・特別会計に関する法律施行令（平成19年3月31日政令第124号）
 - ・電源立地地域対策交付金交付規則（令和6年3月31日文部科学省・経済産業省告示第2号）
 - ・電源立地地域対策交付金の運用について（通達 令和7年1月22日）
 - ・福井県原子力立地給付金交付事業補助金交付要領

2. 事業内容について

補助事業者は、交付規則・交付要綱等に基づき事業を実施します。

「II. 事業内容」および「III. 業務内容」のとおり

3. 補助対象経費および補助率

(1) 原子力立地給付金 交付実績額 補助率 10 / 10

ただし、交付限度額の範囲内かつ県の予算の範囲内とする。

(2) 一般事務費（委託費含む） 原子力立地給付金額の3.5%以内

・交付事務に要する次の費用

費目	内容
a.人件費	交付事務に係る役職員等の人事費
b.旅費	業務打合せ、現地調査等の旅費(補助事業者および委託先の旅費規程による)
c.会議費	会議室料 等
d.印刷費	事業報告書、制度PRパンフレット印刷費、その他特別なPR資料印刷費
e.消耗品費	文房具等、各種書類の印刷等に必要な用紙費(給付金受領書、給付金振込通知書、振込口座確認通知書、給付金交付管理票 等)
f.通信運搬費・配布手数料	郵便料金、宅配料金、電気事業者がPR資料配付等に関する費用委託契約(検針員・集金員等との委託契約を含む。)
g.振込・給付金交付手数料	金融機関に支払う振込手数料 郵便振込、郵便振替払出手数料、委託による現金交付手数料 等
h.事務機・電算機処理費	資料保管料(貸倉庫)・パソコンリース、交付事務に係る電子計算機システムの使用リース料
i.システムプログラム開発費	委託先のプログラム開発等のソフトウェア作成費
j.諸経費	その他交付事務に必要な経費

(3) 消費税額の除外について

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる交付事業者にあっては、交付事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて交付金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない交付事業者
- ②免税事業者である交付事業者
- ③簡易課税事業者である交付事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の交付事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である交付事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する交付事業者

4. 事業実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

ただし、事業の性質上、実績報告書の提出が翌年度になることから、実質的に精算事務の完了時までとします。

5. 応募資格

次の（1）～（4）までの全ての条件を満たす民間団体等とします。

- （1）法人格（内国法人）を有していること。
- （2）当該補助事業の的確な遂行に必要な組織、能力、知識等を有すること。
- （3）当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ補助事業に係る経理について十分な管理能力を有すること。
- （4）個人情報を適切に管理する能力・体制を有し、電気事業者と連携・協力して業務が遂行できる事業者であること。

6. 公募期間

令和8年2月13日（金）～令和8年2月27日（金）

7. 応募書類の提出について

- （1）下表の「提出書類一覧表」における書類を紙媒体で提出してください。
提出書類の様式は「IV. 応募書類様式」を参照
- （2）提出された書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。
なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- （3）提出された書類や追加説明資料は返却しません。
- （4）応募書類の取扱いは厳重を行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。

＜提出書類一覧表＞

	提出書類	提出部数
申請書類	様式第1号 応募書 様式第2号 応募者概要 様式第3号 事業実施計画書 様式第4号 収支計画書 ※「IV. 応募書類様式」のとおり	正本1部 正本1部 正本1部 正本1部
添付資料	寄付行為、定款又は商業登記簿謄本 決算報告書又は財務諸表（過去2年分） 「会社（事業）案内」（事業概要が確認できるパンフレット等） その他参考となる資料	1部 1部 1式 1式

8. 審査について

（1）審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

（2）審査の観点

応募書類の審査は、下記の観点で評価します。

①補助事業者の事業実施体制、能力等の評価

（ア）「5. 応募資格」に記された資格要件を満たしているか。

（イ）事業を遂行するために、事業規模に適した実施体制をとり、必要な人員配置ができるか。

（ウ）事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ事業にかかる経理について十分な管理能力を有しているか。

（エ）事業実施に必要な電気事業者との協力体制が構築されているか。

②事業内容の評価

（ア）「IV. 応募書類様式」に示された項目について、不足なく記載されているか。

（イ）実施計画書の内容が、交付規則、運用通達および交付要綱に基づき正しく記載されているか。

（ウ）情報セキュリティに関する取り組みは十分で、個人情報を適切に管理する能力・体制を有しているか。

（エ）実施スケジュールが現実的であり、かつ効率的・効果的に事業を遂行するものとなっているか。

（オ）給付金額、一般事務費の積算の根拠が明確で、妥当な金額となっているか。

（カ）その他、地域貢献度 等

（3）審査結果（採択または不採択）について

審査終了後速やかに申請者あてに通知します。

※補助事業者の決定については、令和8年3月中旬を予定

9. 補助事業者の義務等

本補助事業の交付決定を受けた場合は、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守しなければなりません。

（1）補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業を中止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

（2）補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して15日以内または当該会計年度が終了した日から5日以内のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。ただし、概算払いにより、交付決定の通知をした補助金の額の全額を支出している場合にあっては、実績報告書の提出期限は翌会計年度の4月25日までとします。

（3）補助事業者は、補助事業の経費について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。

（4）補助事業終了後の補助金額の確定作業において、帳簿類等の確認が出来ない場合には補助対象外となります。

（5）補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

- (6) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (7) 補助事業者は電気事業者から電灯需要家および電力需要家に関する個人情報等を取得することとなるため、情報管理には特段の注意を払い、補助事業完了後も、情報が漏洩することがないよう努めなければなりません。また、補助事業者が保有している各種情報については、交付事業を遂行するために必要な場合を除き、第三者に提供しないでください。
- (8) 補助事業者は、給付対象需要家を保有している電気事業者との間で、需要家情報の入手に係る内容が記載されている契約書により契約を締結し、当該業務を実施してください。

10. その他

(1) 令和8年度交付対象地域

市町村名（旧市町村名）	交付規則第9条の適用条項
敦賀市	1項4号口
美浜町	1項4号口
おおい町（旧名田庄村）	3項2号口
おおい町（旧大飯町）	1項4号口
高浜町	1項4号口
小浜市	1項2号口
南越前町（旧今庄町）	1項2号口
南越前町（旧河野村）	1項2号口
若狭町（旧三方町）	1項6号口
若狭町（旧上中町）	1項7号口

(2) 別紙資料

別紙資料1 過去3ヶ年の実績

別紙資料2 福井県原子力発電供用施設一覧

(3) 公募資料作成に係る資料の提供について

公募資料の作成に必要な資料については、別紙資料1、2のほか可能な限り提供致しますのでご連絡下さい。

- ・電源立地地域対策交付金交付規則（令和6年3月31日文部科学省・経済産業省告示第1号）
- ・電源立地地域対策交付金の運用について（通達 令和7年12月22日）
- ・福井県原子力立地給付金交付事業補助金交付要領 等

II. 事業内容

1. 原子力立地給付金交付事業の内容

(1) 概要

国から原子力発電施設等周辺地域に該当する道府県に対して、電源立地地域対策交付金が交付され、交付を受けた道府県は、この交付金を原子力立地給付金として、地域の住民・企業（厳密には電気の需要家）に交付する。

原子力立地給付金交付事業は、補助事業者が道府県に交付申請を行い、交付決定を受けて事業を実施する。電気の需給契約の内容により、各需要家に交付されるものであることから、補助事業者は、電気事業者に交付事務を委託することを可能としている。

(2) 交付の方法

補助事業者が電気事業者に交付事務を委託した場合、電気事業者は、電気の供給を受ける需要家の電気料金の振替口座と同一の預金口座へ直接振り込み手続を行う。電気料金を口座振替以外で支払されている需要家については、別に指定された金融機関の口座への振り込み、「郵便振替払出証書」の郵送または現金による交付となる。直接交付の場合も、需要家の金融機関口座への振込み、「郵便振替払出証書」の郵送または現金により交付を行うものとする。

(3) 交付の時期と回数

基準日（10月1日）の電気の契約内容を確認し、概ね10月下旬から翌年の3月末日までの間に毎年1回交付する。

(4) 交付対象地域

一定規模以上の原子力発電供用施設が設置されている市町村およびその周辺市町村

●合併前の旧市町村単位による区分

合併前の旧市町村区分に応じて、異なる交付単価が適用される。

(5) 主な交付要件

毎年、10月1日（「基準日」）に電気事業者との間で電気の需給契約がある需要家が交付の対象となる。

●交付対象となる契約種別

①電灯需要家について

原子力発電供用施設所在等市町の区域内において、小売電気事業者等から電灯（白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含む。）をいう。以下同じ。）または小型機器（主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される電灯以外の低圧の電気機器をいう。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害した時は妨害する恐れがあり、電灯と併用できないものは除く。以下同じ。）を使用するため低圧で電気の供給を受けている者をいう。

ただし、次の契約は対象から除く。

- ア 契約期間が1年未満の需要で、臨時に電気を使用する契約
- イ 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知器灯、消火栓標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器を使用するために電気を使用する契約
- ウ 每日深夜時間帯に限り、電気を使用する契約
- エ 每日一定時間に限り、融雪等のために毎年一定期間に限り、電気を使用する契約（以下「融雪等契約」という。）
- オ 電灯又は小型機器を使用する需要で、その総容量が400ボルトアンペア以下である契約（農事用に係る需要を除く。）
- カ 原子力発電供用施設の設置者から、平成26年改正法の施行後に原子力発電供用施設の設置者以外の者に承継・譲渡された資産を使用するために電気を使用する契約

②電力需要家について

原子力発電供用施設所在等市町の区域内において、低圧で小売電気事業者等から動力（電灯および小型機器以外の電気機器をいう。）を使用するため電気の供給を受けている者および融雪等契約であって、旧電気事業法第19条第12項の規定により経済産業大臣に届け出た約款（以下「旧選択約款」という。）のうち別紙資料1に掲げる契約種別に準じる供給条件により電気の供給を受けている者（以下「低圧電力需要家」という。）並びに高圧または特別高圧で電気の供給を受けている者をいう。

ただし、次の契約は対象から除くものとする。

- ア 契約期間が1年未満の需要で、臨時に電気を使用する契約
- イ 需要家の発電施設の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてる契約
- ウ 一般送配電事業者の常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける契約
- エ 每日深夜時間に限り、電気を使用する契約
- オ 小売電気事業者等から高圧または特別高圧で電気の供給を受けている交付対象のうち、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受ける需要家の希望により行う一括契約
- カ 原子力発電供用施設の設置者から、平成26年改正法の施行後に原子力発電供用施設の設置者以外の者に承継・譲渡された資産を使用するために電気を使用する契約

③電力需要家の契約電力の取扱について

電力需要家の契約電力は、託送供給等約款（電気事業法第18条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けたものまたは同条第5項の規定に基づき経済産業大臣に届け出たものをいう。）に定める接続送電サービス契約電力相当とする。

ただし、託送供給等約款に定める1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱いに準じて電気の供給を受ける者の契約電力は、1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値相当をいう。

また、電力需要家のうち低圧電力需要家の契約電力は、当該低圧電力需要家が小売電気事業者等と締結した小売供給に関する契約において、契約電力の定めがある場合に限り、当該契約電力を用いることができる。

●交付対象から除かれる需要家

電気料金の支払債務が帰属する国、独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人、都道府県、地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人、および原子力発電供用施設の設置者は交付対象から除く。

ア 国の機関

イ 公務員の身分を有する特定独立行政法人および特定地方独立行政法人

特定独立行政法人(国立病院機構など8法人)

※但し、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の法律施行により上記の法人に変更が生じた場合は、改正後の法人とする。

ウ 都道府県

エ 特定地方独立行政法人

オ 原子力発電供用施設の設置者

原子力発電所を有する一般送配電事業者9社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、独立行政法人日本原子力研究開発機構、日本原燃株式会社、ニュークリア・デベロップメント株式会社、日本核燃料開発株式会社

カ 原子力発電供用施設の設置者から、平成26年改正法の施行後に原子力発電供用施設の設置者以外の者に承継・譲渡された資産を使用するために電気を使用する契約

(6) 交付金額の算定方法

その地域に所在する原子力発電供用施設の出力規模等によって算出された給付金単価が適用される。

○電灯需要家の場合（一契約あたり）

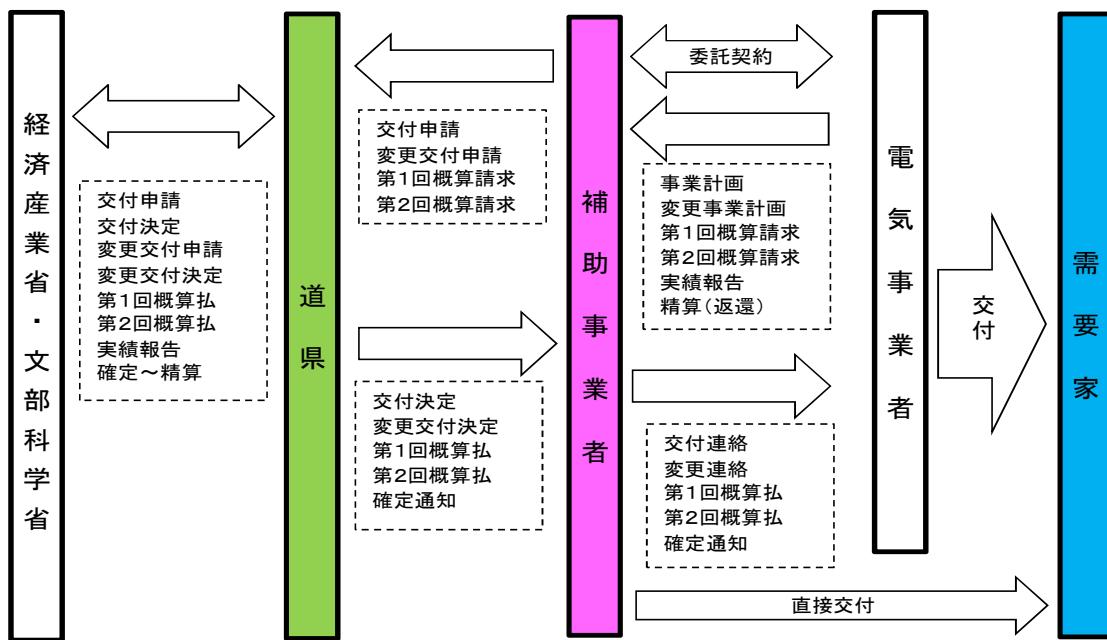
給付金(電灯)単価×12（月）

○電力需要家の場合（原則・一契約あたり）

〔電力単価(電灯単価×1/2(円未満切捨))×契約kW数〕(円未満切捨)×12（月）

※給付金単価は、交付規則第9条の各号により算定する。

2. 事業スキーム



III. 業務内容

国の交付規則・運用通達や県の交付要綱等に基づき、適正・円滑な給付金交付事務を行う。
主な業務内容（電気事業者に交付業務を委託する場合の例）は、次のとおり。

1. 交付申請（4月）

（1）事業計画書作成

・電気事業者のデータ（基準日の見込契約口数・kW数）を旧市町村別に取りまとめる。

（2）交付申請書提出（4月1日）

・交付規則・運用通達等の改正事項を確認し、交付単価・計算式等を入力した県の様式に従い、
交付申請書を作成し提出

（3）交付決定通知受理

2. 電気事業者への対応

（1）需要家への問合せ対応（通年）

小売全面自由化後、電力会社を自由に選べるようになったことから、主に新たな小売電気事業者にスイッチングした需要家（住民）に向け原子力立地給付金事業のPRを行う

（2）データベースの設計および調整（通年）

必要に応じて、電気事業者からの需要家情報を入手したのち、適切な交付事務を遂行するため、需要家のデータベース等の設計および運用を行う

（3）交付に関する情報収集等（5月～8月）

①交付対象市町の町域の把握

市町村合併による交付対象地域を判定するための情報を関係自治体から入手し、町域表示一覧を作成するなど交付対象町域の把握に努める

②原子力立地給付金のPR原稿作成

・必要に応じて、電灯需要家および電力需要家向けの原子力立地給付金の案内チラシを作成

- ・必要に応じて、関係自治体向けの市町村広報誌等への掲載原稿作成

③民営化等による国・県施設の交付判定

国および県施設の独立行政法人化や指定管理者への移管等の情報把握に努める

(4) 電気事業者の把握

- ・国に登録された小売電気事業者（新電力事業者）および特定送配電事業者を把握
- ・必要に応じて、原子力立地給付金事業に対する小売電気事業者への説明を行う
- ・対象地域に供給のある小売電気事業者の把握に際して、補助事業者との間で必要に応じて適切な情報提供を行うべくデータ提供に関する契約等を実施

(5) 交付対象地域での需給契約の確認調査

- ・調査票等の資料を作成し、小売電気事業者（新電力事業者）および特定送配電事業者に対し、原子力立地給付金の交付対象地域での需給契約等について調査確認を行う
- ・また、同様に、一般送配電事業者（9電力会社）の域外供給（旧供給地域外への供給）による交付対象地域での需給契約等について調査確認を行う

(6) 需給契約のある事業者の対応

制度の概要説明等を行い、補助事業者から電気事業者に委託し需要家に交付する方法、または補助事業者が需要家に直接交付する方法のいずれかの方法について協議

3. 第1回概算払（7月～12月、必要に応じて）

(1) 電気事業者に概算払請求書の提出依頼

- ・電気事業者に事業計画額（給付金+委託費）の95%以内で提出を依頼

(2) 電気事業者の概算払請求書とりまとめ

(3) 県に概算払請求書提出

- ・県様式に従い、概算払請求書を作成し提出

(4) 概算金額の入金～送金

- ・県から入金後、すみやかに電気事業者に送金（12月末迄に完了）

4. 原子力立地給付金交付（10月～3月）

基準日（10月1日）後、概ね10月下旬から3月31日迄までに交付

(1) 交付単価・対象地域の最終確認（9月）

- ・8月末日における新增設や廃炉等の変更事項の有無を確認（今後制度改正等があった場合は、その改正に合わせた期日での変更事項の有無を確認）
- ・市町村合併等に伴う、交付対象地域の変更の有無を確認

(2) 交付対象者へ原子力立地給付金を交付

(3) 交付に伴う関係先（県、市町）および一般住民等からの問い合わせ対応

5. 変更交付申請（12月～1月）

(1) 変更事業計画書作成

- ・電気事業者のデータ（基準日の見込契約口数・kW数）を旧市町村別に取りまとめ

(2) 交付申請書提出（12月末～1月上旬）

- ・変更事項を確認し、交付単価・計算式等を入力した県の様式に従い、交付申請書を作成し提出

(3) 変更交付決定通知受理

6. 現地調査(1月～2月)

原子力立地給付金交付事務の適正な執行状況を確認することを目的に、電気事業者の本店・支店・営業所で実施

(1) 関係先との日程調整

(2) 調査内容確定(調査項目・サンプル需要家抽出)

(3) 調査内容

- ・総括調査 給付金交付状況について総括的に内容を確認
- ・サンプリング調査(対象旧市町村から抽出したサンプル需要家に対して、適正に交付されているか確認)
- ・交付規則・運用通達の変更事項等について、適正に処理されているか確認 等

7. 第2回概算払(2月～3月)

(1) 電気事業者に概算払請求書の提出依頼

- ・変更事業計画額から既に受領した第1回概算払額を除いた額を算定し、請求書を作成し提出依頼

(2) 電気事業者の概算払請求書とりまとめ

(3) 県に概算払請求書提出

- ・県様式に従い、概算払請求書を作成し提出

(4) 概算払いの受領～送金

- ・県から入金後、すみやかに電気事業者に送金(3月末迄に完了)

8. 実績報告(3月～4月)

(1) 電気事業者に実績報告書の提出依頼

- ・交付単価、計算式等を入力した様式を作成して提出依頼

(2) 電気事業者の実績報告書とりまとめ

- ・実績報告書に基づき、給付金および委託費について帳票等により支出内容を精査

給付金：各旧市町村別の単価・需要家数・金額等の内容を精査

事務費：委託事務経費の適正・金額等を精査

(3) 県に実績報告書提出

- ・県の様式に従い、給付金および一般事務費をとりまとめて実績報告書を作成し、提出

9. 確定検査(4月中旬)

(1) 補助事業者による電気事業者への確定検査

(2) 県による補助事業者への確定検査

10. 超過補助金の返納(5月)

(1) 県から確定通知および補助金返還通知受理

- ・確定通知および超過補助金の返還通知受理
- (2) 電気事業者に確定通知・超過補助金返納通知
- ・確定確認通知および超過補助金の返納通知発送
- (3) 超過補助金の返納
- ・電気事業者から返納を受け、道県に超過補助金を返還

11. その他

- (1) 業務打合せ（適宜）
- ・進捗状況の報告や業務課題等の業務打合せ
- (2) 委託契約書締結
- ・給付金業務を適正・円滑に実施できるように電気事業者との委託契約書を締結
- (3) 課税庁による差押え対応（8月～12月）
- ・補助事業者が電気の需要家に交付する原子力立地給付金は、支払が未了である間は、補助事業者の需要家への債権と捉え、国税徴収法による強制徴収権限を有する課税当局は、税の滞納がある場合、当該滞納者に対して債務を有する者に対して、調査並びに差押を行うことがある。
- (4) 過年度補助金の返還対応
- ・過年度に遡及した電力契約の齟齬（契約 kW の変更）や郵便払出証書の戻り等により、過年度の給付金に係る返還処理を行う。
- (5) 制作物等
- ①交付対象旧市町村の町域表示一覧作成
 - ・市町村合併による交付対象地域を判定するための情報を関係自治体から入手し、町域表示一覧を作成
 - ②原子力立地給付金の P R 原稿作成
 - ・必要に応じて、電気事業者向けの原子力立地給付金の案内チラシを作成
 - ・必要に応じて、関係自治体向けの市町村広報誌等への掲載原稿作成
 - ③民営化等による国・県施設の交付判定
 - ・国および県施設の独法化や指定管理者への移管等の情報把握に努める。

別紙資料1 過去3年間の実績

市町村名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	電灯需要家 (口)	電力需要家 (kW)	電灯需要家 (口)	電力需要家 (kW)	電灯需要家 (口)	電力需要家 (kW)
敦賀市	447,228	1,766,250	445,092	1,846,541	445,488	1,770,311
美浜町	73,416	194,239	72,636	192,587	72,228	185,392
高浜町	86,400	240,747	86,088	249,916	86,472	245,527
おおい町 (旧大飯町)	47,352	144,448	47,724	151,789	47,772	147,228
おおい町 (旧名田庄村)	20,424	29,668	20,172	30,892	20,136	33,988
小浜市	217,512	545,926	217,452	540,253	216,660	520,561
南越前町 (旧今庄町)	25,908	70,086	25,704	66,121	25,464	68,180
南越前町 (旧河野村)	11,496	25,059	11,496	25,383	11,340	24,771
若狭町 (旧三方町)	54,012	189,874	54,108	175,155	53,616	171,766
若狭町 (旧上中町)	44,904	294,744	45,024	309,365	44,976	316,383

別紙資料2 原子力発電供用施設一覧

(令和8年1月末現在)

発電所名	所在地	設置者	設備番号	炉型	許可出力 (万kW)	着工年月	運転開始年月
敦賀	敦賀市	日本原子力発電(株)	2号	PWR	116.0000	S57/3	S62/2
美浜	美浜町	関西電力(株)	3号	PWR	82.6000	S47/7	S51/12
高浜	高浜町	関西電力(株)	1号	PWR	82.6000	S45/4	S49/11
			2号	"	82.6000	S46/2	S50/11
			3号	"	87.0000	S55/11	S60/1
			4号	"	87.0000	S55/11	S60/6
大飯	おおい町 (旧大飯町)	関西電力(株)	3号	"	118.0000	S62/3	H3/12
			4号	"	118.0000	S62/3	H5/2
新型転換炉原型炉ふげん	敦賀市	(独)日本原子力研究開発機構		ATR	※ 72.5140	S46/8	S54/3
高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市	(独)日本原子力研究開発機構		FBR	※ 162.1643	S60/9	—